

司法院
Judicial Yuan
R.O.C. (TAIWAN)

司法院のあらまし



司法院のあらまし

目次

Contents

I. | 司法院 5

II. | 憲法訴訟事件の審理の流れ 12

III. | 民事・刑事訴訟事件の審理の流れ 16

IV. | 行政訴訟事件の審理の流れ 24

V. | 大法廷制度 27

VI. | 知的財産事件の審理の流れ 29

VII. | 商業事件の審理の流れ 33

VIII. | 家事事件の審理の流れ 34

IX. | 少年事件の審理の流れ 36

X. | 労働事件の審理の流れ 42

XI. | 懲戒法廷の審理の流れ 44

XII. | 職務法廷の審理の流れ 46

XIII. | 審判権衝突の解決の流れ 48





I. | 司法院

中華民国憲法は 1947 年に公布され、施行されました。中央政府は行政院、立法院、司法院、考試院（人事院に相当）、監察院など五つの「院」が設置され、「五院」と呼ばれています。そのうち、司法院は解釈権、審判権、懲戒権、及び司法行政権を司っています。

i. 解釈権及び憲法法廷の審判権

司法院は憲法を解釈し、法律及び命令を統一解釈する権限を有し、大法官によってこれを行います。大法官は 15 名（そのうち 1 名が院長、1 名が副院長）とされ、総統の指名に基づき、立法院（国会）の同意を経て任命されます。任期は 8 年で、年次に関係なく個別に計算され、引き続き再任はできません。但し、院長、副院長として任命されている大法官に任期の保障はされていません。

憲法訴訟法は 2022 年 1 月 4 日から施行され、大法官の事件審理は全面的に司法化、裁判化、法廷化されました。また、憲法法廷は司法院大法官により組成され、司法院の院長である大法官が裁判長として、厳格な訴訟手続きと裁判所の性質を持つ憲法法廷の形で憲法訴訟法に基づいて、法規及び裁判の憲法審査事件、機関権限の争議にかかる事件、総統及び副総統の弾劾事件、政党違憲解散事件、地方自治保障事件、法律及び命令の統一解釋事件の審理を行います。その他法律の規定により司法院の解釈を求めることができるものについて、その手続きは事件の性質により、それぞれ本法に定められている類型の要件の規定に従い適用されます。

ii. 各級裁判所の審判権

(i) **民事・刑事訴訟：**最高裁判所、高等裁判所及びその支所、地方裁判所（少年裁判所及び家庭裁判所を含む）が民事・刑事事件を審理します。原則として三級三審制を採用していますが、例外として三級二審制を採用します。第一審と第二審は事実審であり、第三審は法律審です。

(ii) **行政訴訟：**2023 年 8 月 15 日から、最高行政裁判所、高等行政裁判所にある高等行政訴訟法廷と地方行政訴訟法廷が行政事件を審理します。三級二審制を採用し、第一審は事実審であり、第二審は法律審です。訴訟の審級について、高等行政裁判所地方行政訴訟法廷は地方裁判所に相当しますが、高等行政裁判所高等行政訴訟法廷は、高等行政裁判所地方行政訴訟法廷とは異なった審級の裁判所とされています。

(iii) **知的財産訴訟：**知的財産及び商業裁判所において、知的財産法廷を設けて、知的財産に関する民事事件の第一審、第二審、刑事事件の第一審（一般営業秘密事件、国家安全レベルの営業秘密事件に限ります）、第二審、及び行政事件の第一審の審理等を行います。



iii. 懲戒権

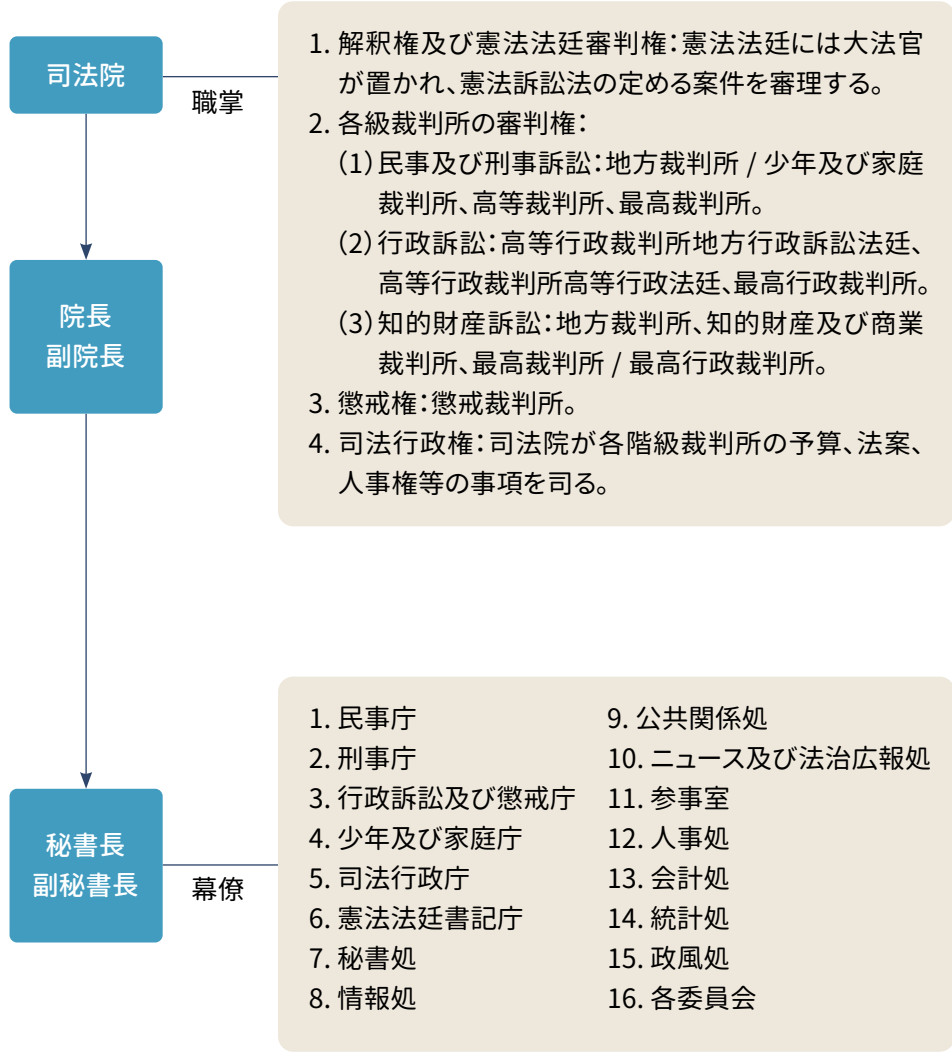
公務員懲戒委員会は 2020 年 7 月 17 日に懲戒裁判所に改編されました。公務員の懲戒は、懲戒裁判所の懲戒法廷により審理され、審理制度も同時に一級二審制に変更されました。裁判官及び検察官の懲戒は、懲戒裁判所の職務法廷が審理を行い、同様に一級二審制を採用します。公務員の懲戒とは異なり、裁判官・検察官の懲戒事件の第一審は、さらに 2 名の参審員が追加される合議体により審理されます。当事者が懲戒法廷・職務法廷の裁判に不服があるときは、控訴により、誤りの是正と権利保護という救済の機能を発揮できます。

iv. 司法行政権

司法院は法に基づき職権を行使し、院内業務を総括し、所属機関を監督します。また内部の整合、外部との協調を図り、司法制度の健全化を目指し、司法業務の効果を上げるため、司法院は司法の労働環境の完備、裁判の品質や効率の向上に努めています。司法院は、その管轄下にある司法機関の組織と司法権の行使に関する事項について、立法院に法律案を提出することができます。司法院が提出した年度司法概算について行政院はこれを削減することはできませんが、これに対する意見を注記し、中央政府の一般予算として立案し、立法院へ送って審議できます。



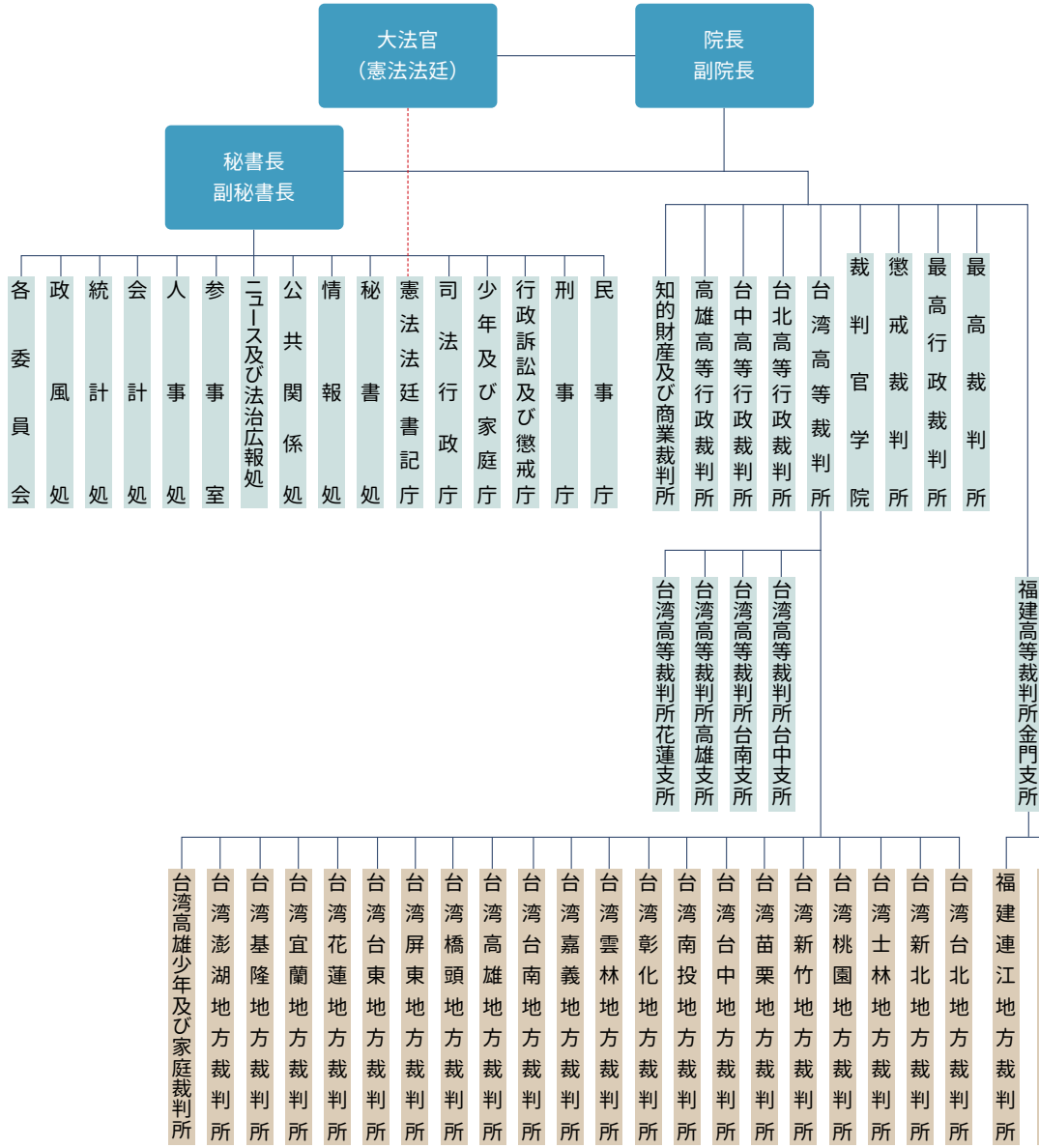
v. 司法院の職権（図）



vi. 司法院及び所属行政組織表

下記の組織表は司法行政事務の運営体系表であり、司法院は最高裁判所、最高行政裁判所、懲戒裁判所、裁判官学院（司法研修所）、台湾高等裁判所、台北高等行政裁判所、台中高等行政裁判所、高雄高等行政裁判所、知的財産及び商業裁判所、福建高等裁判所金門支所等、計 10 所属機関の司法行政業務を直接監督しています。司法行政監督の目的は、司法制度の健全性、業務効率の向上、労働環境の完備、並びに裁判品質の向上を追求すると同時に、司法権の独立性に影響を与えることなく、互いに分限を守り、補完し合って効果を高めることにより、司法の機能を更に発展させ、法治の礎を築くことです。





注 点線は審判行政上の従属関係を表します。

II. ｜憲法訴訟事件の審理の流れ

憲法法廷は、大法官３名により審査法廷が開かれ、憲法訴訟法、憲法法廷審理規則等の関連規定に従い職権を行使します。

申立人が手続きの規定に従わず、またはその他法に合致しない事由があった場合、審査法廷は不受理の決定をすることができます。その後、15 日以内に審査法廷以外の３名以上の大法官の受理意見がなければ、速やかにその不受理決定を公告し、申立人に送達しなければなりません。審査法廷の意見が一致せず、不受理決定の条件を満たさず、または審査法廷の一致で不受理決定をしたものの、15 日以内に審査法廷以外の３名以上の大法官が受理すべきと認めた場合、受理するか否かの判断は憲法法廷の評決により決定されます。

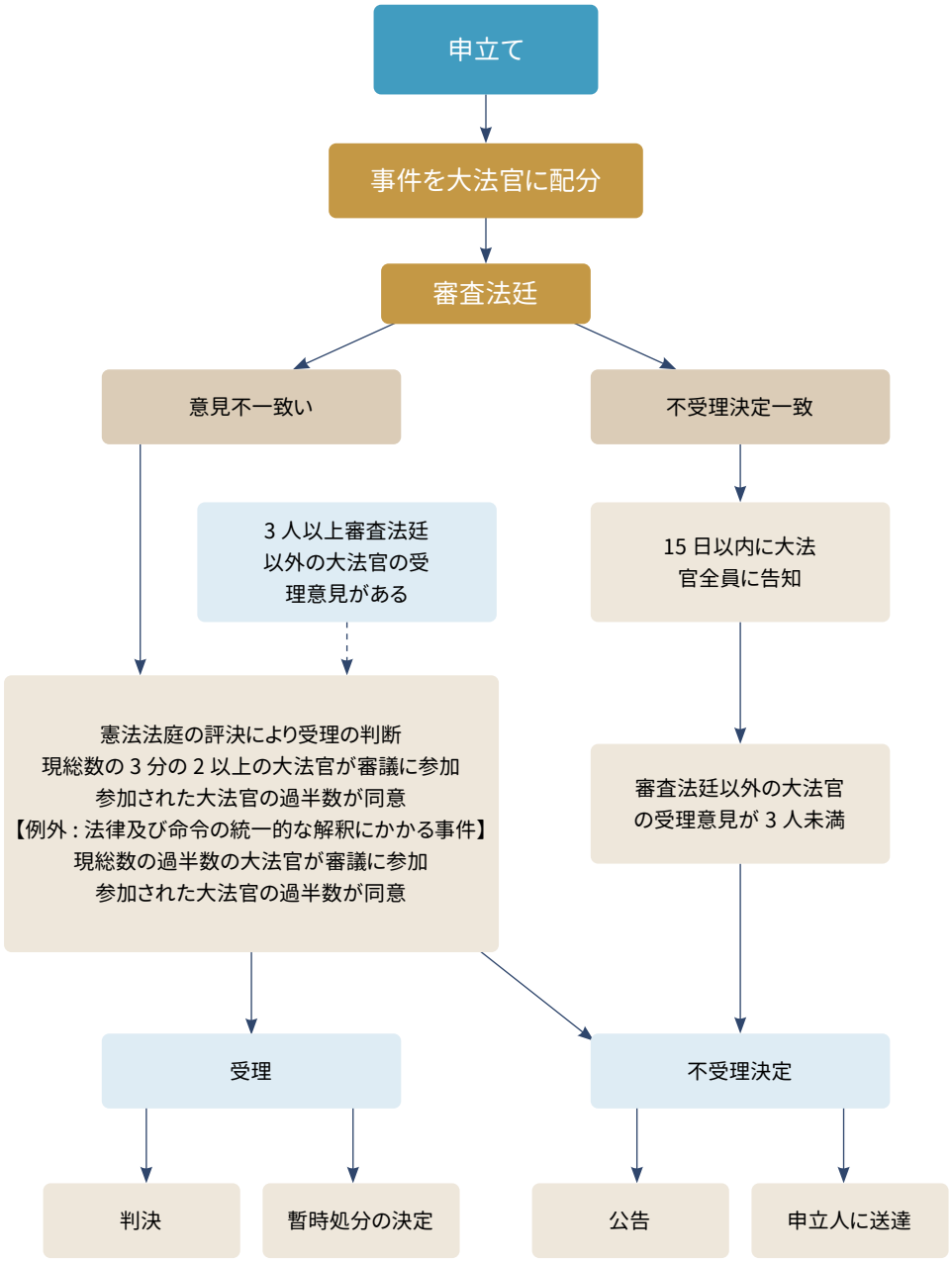
憲法法廷が申立て事件の受理を評決する基準は、憲法訴訟法に別段の定めがある場合（例えば、法律及び命令の統一解釈を行う場合、大法官の現総数の過半数が審議に参加し、審議に参加した大法官の過半数が同意しなければなりません。）を除き、大法官の現総数の３分の２以上が審議に参加し、参加した大法官の過半数が同意しなければなりません。同意者が過半数に達しない場合、その事件は決定により不受理となります。

2019 年 1 月 4 日に総統が公布し、2022 年 1 月 4 日に施行した憲法訴訟法第 30 条の規定によりますと、憲法法廷判決の評決の基準は、憲法訴訟法に別段の定めがある場合（例えば、総統・副総統の弾劾成立の宣言及び政党解散の判決は、大法官の現総数の３分の２以上が同意しなければなりません。また法律及び命令の統一解釈を行う事件の判決は、大法官の現総数の過半数が審議に参加し、審議に参加した大法官の過半数が同意しなければなりません。）を除き、大法官の現総数の３分の２以上が審議に参加し、大法官の現総数の過半数が同意しなければなりませんとされています。

憲法法廷が行う決定は、憲法訴訟法に別段の定めがある場合を除き、大法官の現総数の過半数が審議に参加し、参加した大法官の過半数が同意しなければなりません。

裁判の主文については、原本をもって当事者及び指定された執行機関に送達しますが、不受理決定は申立人にのみ送達します。各大法官の同意意見書または反対意見書は、憲法法廷が裁判と併せて公告し送達します。

憲法法廷および審査法廷の裁判に対して、不服を申し立てることはできません。憲法法廷により判決または実体決定が下された場合、申立人は再び申立てることができません。


申立て
事件を大法官に配分
審査法廷
意見不一致い
不受理決定一致
3 人以上審査法廷
以外の大法官の受
理意見がある
15 日以内に大法
官全員に告知
憲法法庭の評決により受理の判断
現総数の 3 分の 2 以上の大法官が審議に参加
参加された大法官の過半数が同意
【例外：法律及び命令の統一的な解釈にかかる事件】
現総数の過半数の大法官が審議に参加
参加された大法官の過半数が同意
審査法廷以外の大法官
の受理意見が 3 人未満
受理
不受理決定
判決
暫時処分の決定
公告
申立人に送達

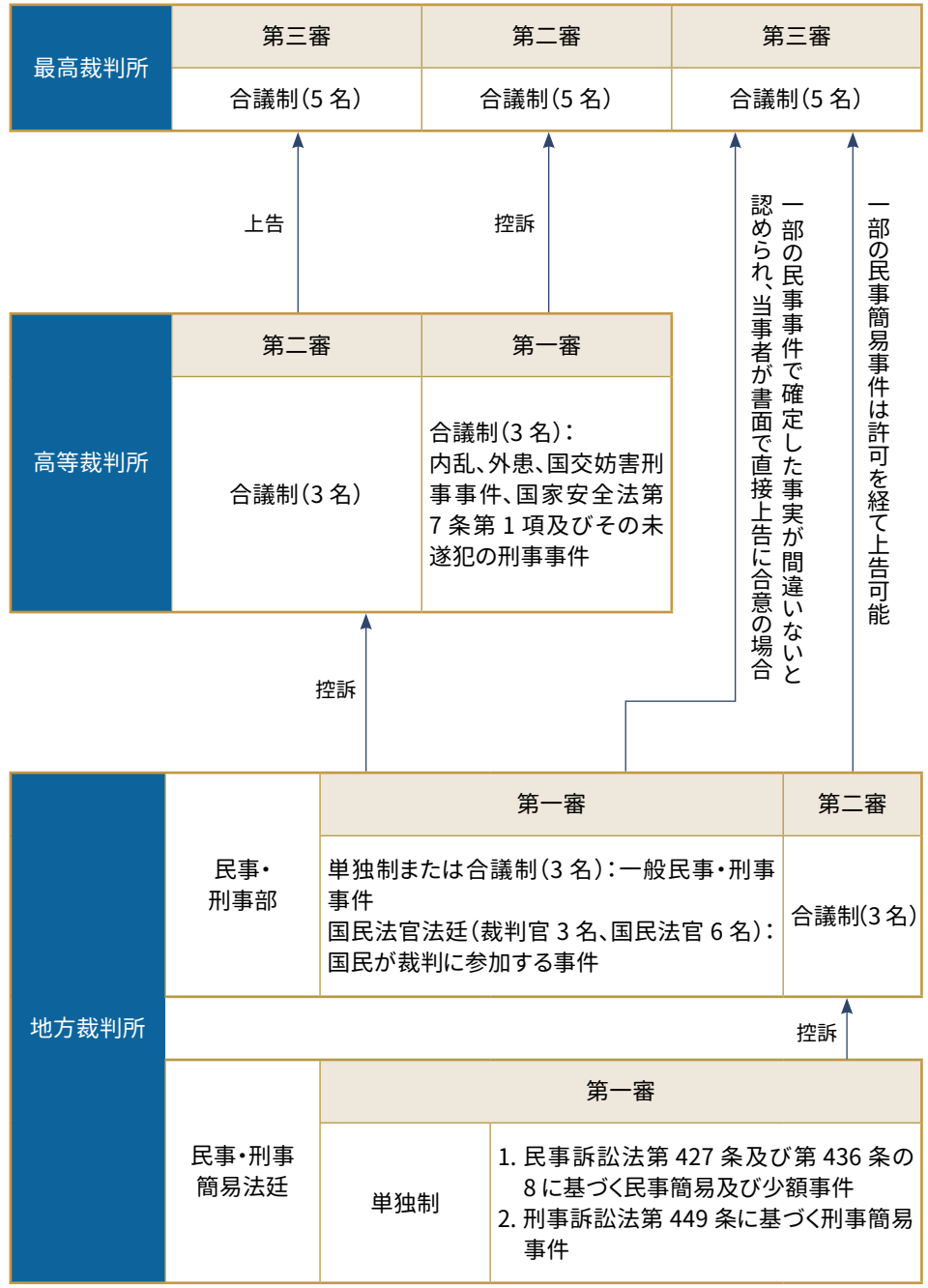


III. ｜民事・刑事訴訟事件の審理の流れ

「裁判所」は裁判で人民の権利を保障する機関です。私人の間に紛争が生じたとき、法に基づいて裁判所に訴訟を提起することにより、自身の権益を保護することができます。事件の性質に応じて異なる裁判所に訴訟を提起しなければなりません。民事事件と刑事事件の場合は、普通裁判所に訴訟を提起しなければなりません。

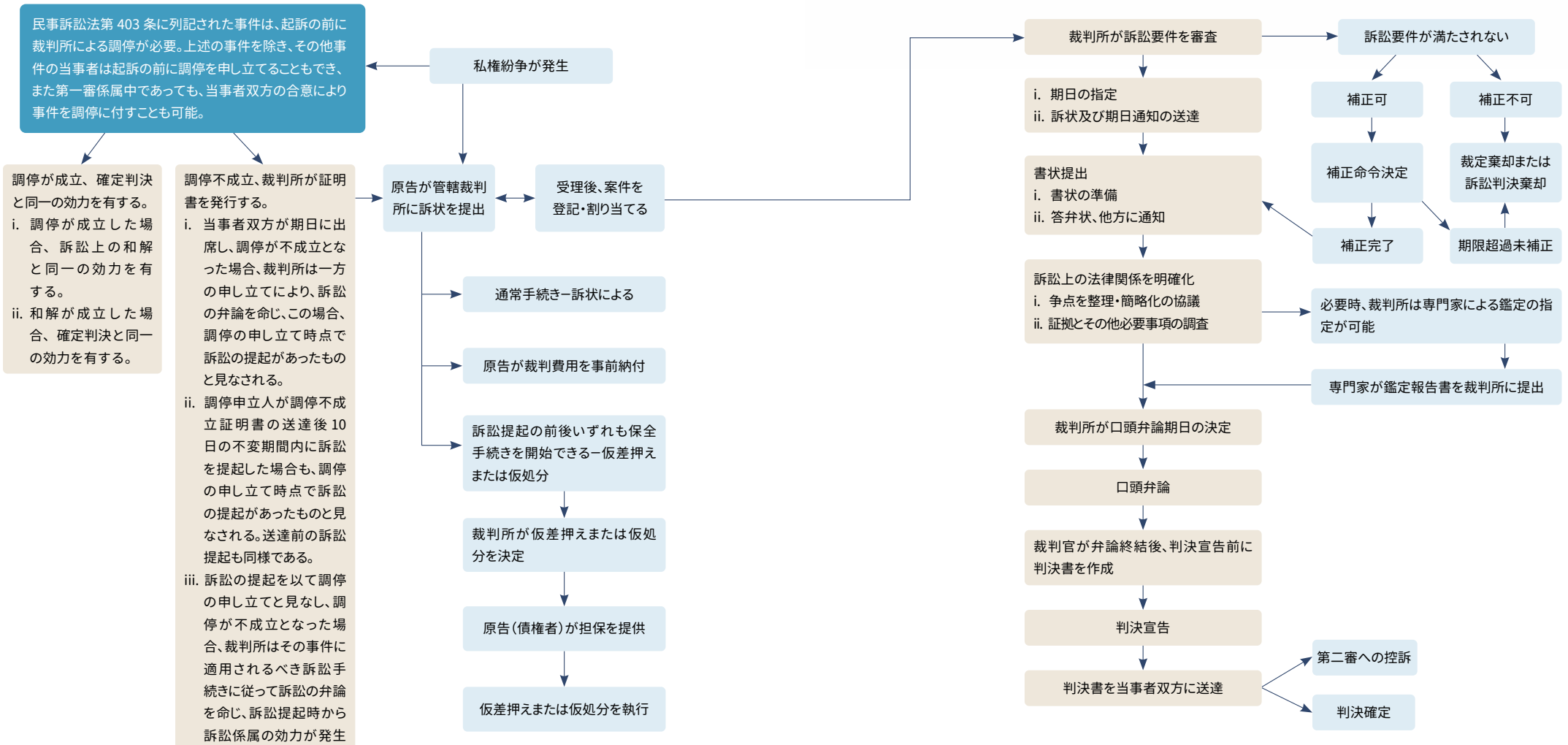
そのほか、2023 年に「国民法官制度」（国民裁判員制度）が施行された後、国民法官制度にかかる刑事事件について裁判官 3 名と国民法官 6 名により「国民法官法廷」が開かれ、共同で裁判を行い、被告が有罪か・無罪かまたは有罪時の罪名、または処罰の種類・軽重を決定します。





i. 民事訴訟事件の流れ

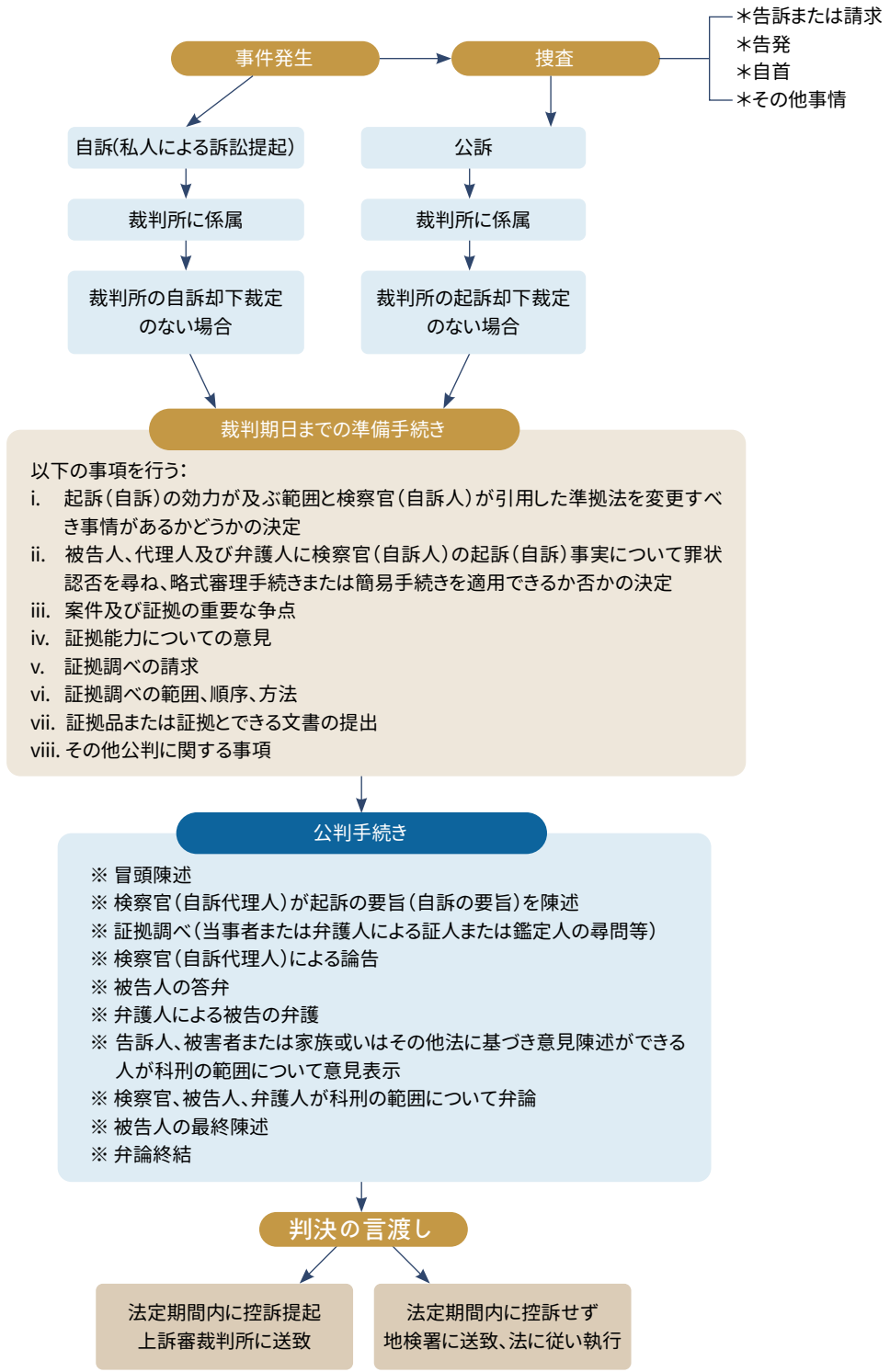
人民の日常生活において民事私権の紛争が生じた場合、普通裁判所に訴訟を提起できます。財産権に関する紛争は、訴訟目的の金額または価額により、少額訴訟、簡易訴訟、通常訴訟手続きがそれぞれ適用されます。以下では、第一審の通常訴訟手続きを例としてあげます。



ii. 刑事訴訟事件の流れ

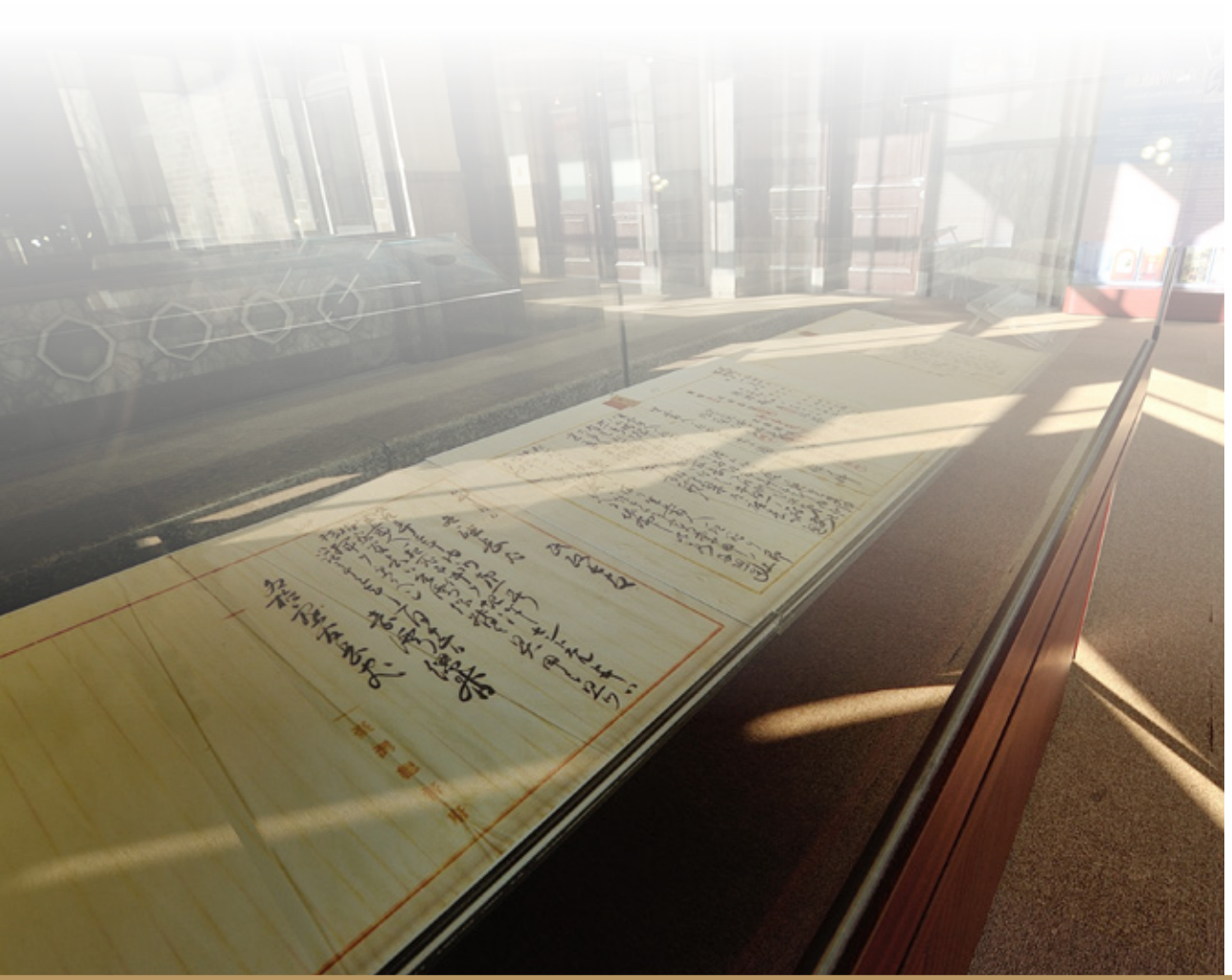
刑事訴訟手続は、犯罪の捜査から、起訴、裁判、刑罰執行までの一連を指し、起訴から裁判を経て判決確定までは、裁判所で行われます。その目的は、犯罪が行われたかどうかと科されるべき刑罰範囲の確認です。





iii. 国民法官制度における審判の流れ

国民の多元的な観点と経験を裁判に取り入れるために、2023 年から国民裁判に適用される事件は、一般の刑事訴訟手続と異なり、国民法官の選任手続きが追加されました。また、審判過程をわかりやすくして、事件の事実と証拠等を国民法官にはっきり理解できるよう、審理の流れもこの理念に沿って調整されます。



事件発生 → 公訴 → 裁判所に係属

準備手続

審理手続のための準備：
i. 検察官及び弁護人が争うか、争わないかの事項の整理
ii. 検察官及び弁護人の証拠調べの申立
iii. 裁判所の審理計画の決定、審理所要日数の見積り

選任手続

本案の審理手続に参加する国民法官及び予備法官の選出

審判手続

i. 国民法官の宣誓：国民法官及び予備法官が公平・公正に国民法官の職務執行の宣誓
ii. 公判前の説明：裁判長が国民法官及び予備法官に対して審理手続きに関連する事項の説明
iii. 冒頭陳述：その場にいる人員にその日審理するのは誰か、どんな案件か、どんな罪名かを告知
iv. 人定質問：被告人の身分確認
v. 起訴状の要旨の告知：被告人がいつ、どこで、何をして、何の罪を犯したか検察官の説明
vi. 権利の告知：被告人に何の罪を犯した嫌疑があるか、被告人がどんな訴訟上の権利を行使できるか裁判長の告知
vii. 被告人及び弁護人の答弁：被告人が起訴された犯罪事実に対する認否を陳述し、答弁内容を説明
viii. 冒頭陳述：検察官と弁護人が、案件の事実に対するそれぞれの主張と、どの証拠がその主張する事実が真実であることを証明できるかの説明
ix. 裁判長が準備手続き事項を説明：国民法官に対し、準備手続きの争点整理結果及び証拠調べの範囲、順序、方法について説明
x. 証拠調べ：証拠書類（例：鑑定報告書）、証拠物（例：凶器）の調査、及び証人の交互尋問を経て、証明されるべき事実を証明
xi. 被告人尋問：被告人に本案起訴状の犯罪事実について尋問
xii. 量刑資料の調査：量刑の関連資料の調査
xiii. 論告：法廷調査を経た証拠に基づき、検察官と弁護人がそれぞれ犯罪事実を証明できるか否か主張
xiv. 告訴人、被害者等による量刑の範囲に対する意見の陳述：告訴人、被害者またはその家族が本案の科刑の範囲について意見を陳述
xv. 求刑と弁論：法廷調査を経た証拠に基づき、検察官と弁護人がそれぞれどのような刑罰に処すべきか主張
xvi. 最終陳述：被告人の最後の意見陳述

最終評議

裁判官と国民法官が共に被告人が有罪か否か、有罪の場合どのような罪が該当するか、また科すべき刑罰を認定

判決の言渡し

i. 国民法官法廷が判決の結果を説明
ii. 国民法官は任務を終了

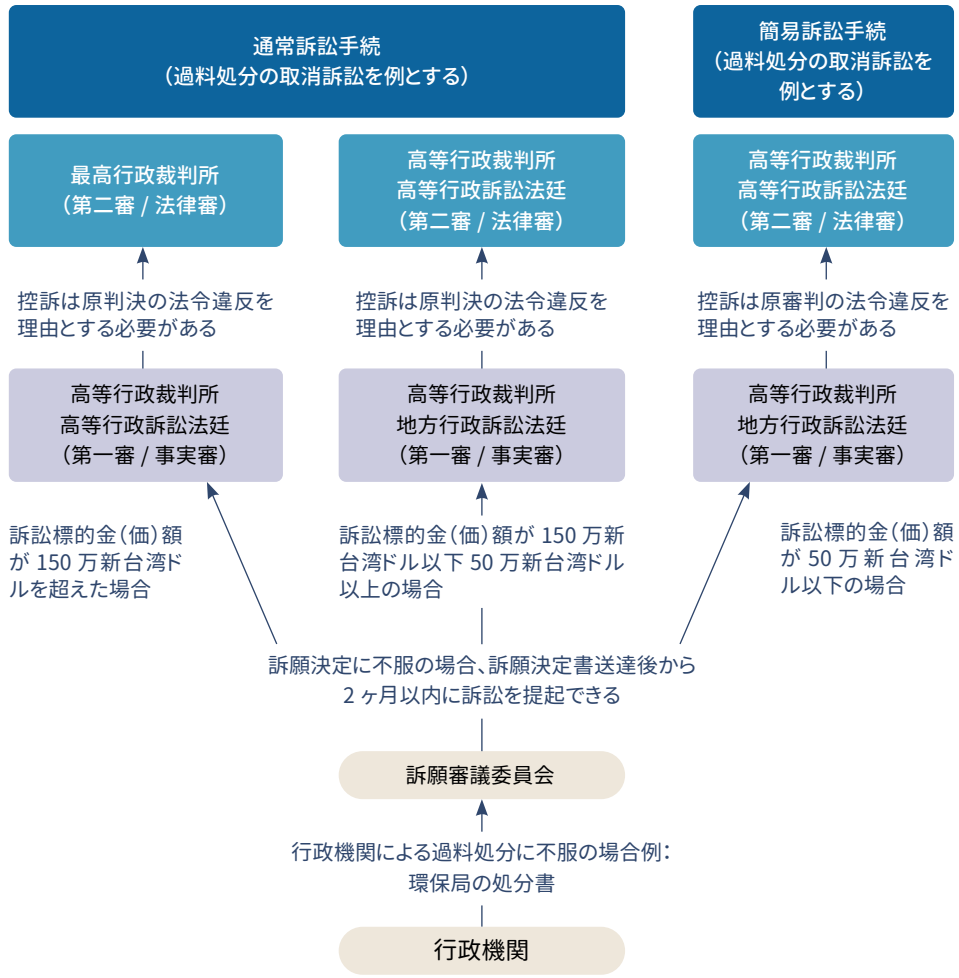
IV.｜行政訴訟事件の審理の流れ

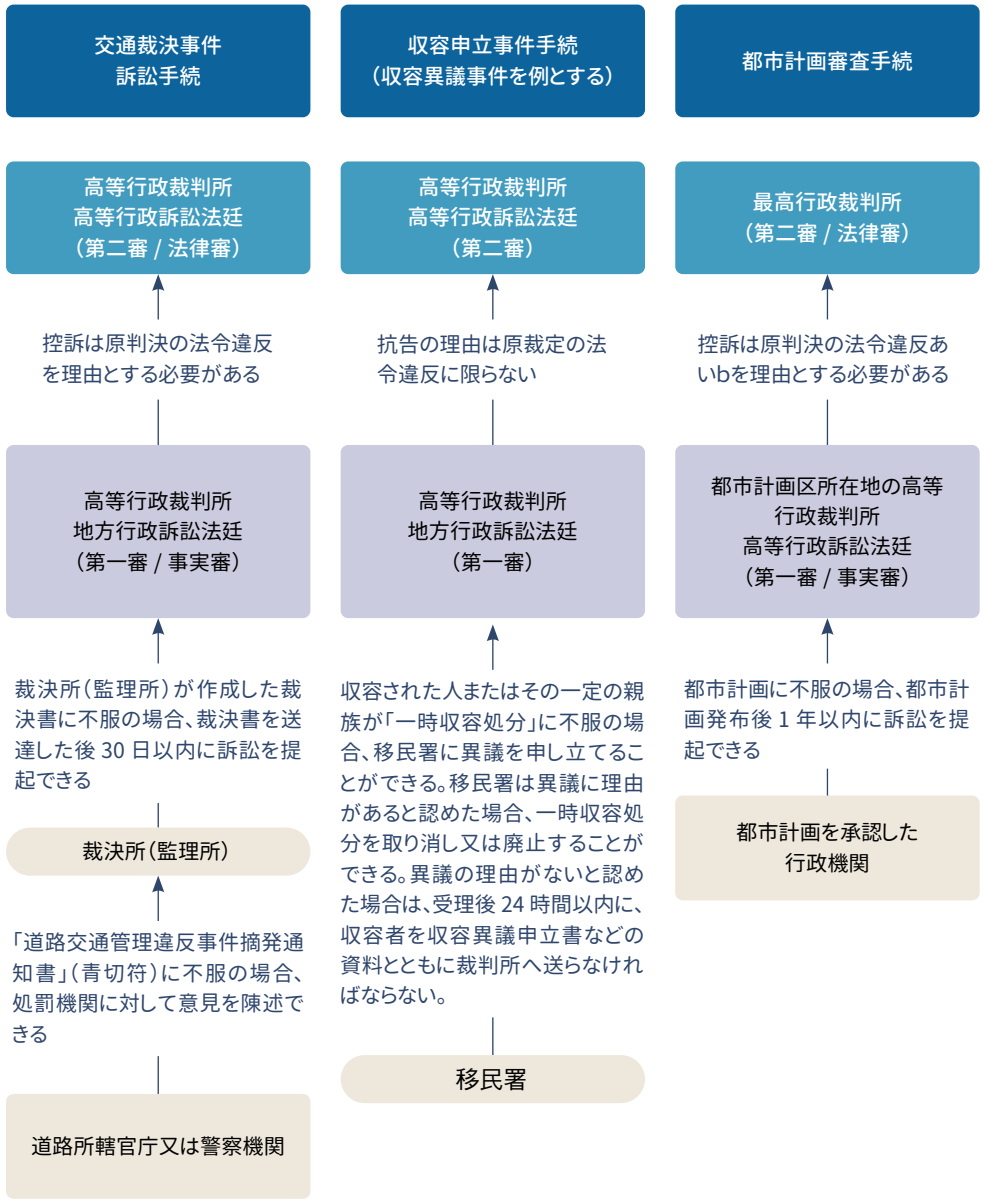
行政訴訟は、「個人」と「国家」との権利義務関係を明らかにする手続です。例えば、税金の納付等に係る事件、交通違反事件、土地収用事件、都市再開発事件、公正取引法にかかる事件等が含まれます。個人が国家に自らの権利が侵害されたと思われる場合、権利を侵害された者が行政訴訟手続に従い、行政裁判所に救済を求めます（行政訴訟法第２条）。

行政訴訟は、取消訴訟、一般給付訴訟、義務付け訴訟、確認訴訟に分類されます。法律に別段の定めがある場合を除き、取消訴訟及び義務付け訴訟の提起には先に訴願（行政不服申立て）手続きを経る必要があります。



（2023 年 8 月 15 日から）





V. | 大法廷制度

司法院は「裁判所組織法」、「行政裁判所組織法」の条文を改正し・追加して、2019 年 7 月 4 日に施行しました。これは、終審裁判所が事件を審理する際、法律争議に対する見解を一致させ、裁判見解の相違を回避し、法秩序の安定性と予測可能性を確保すること、また、法律の付加形成という司法権の機能をさらに促進させるためです。これにより、法律見解を統一させる司法権の機能は、最高裁判所と最高行政裁判所から大法廷制度に委ねることとなり、現在の判例・決議制度もこの改正に併せて廃止されました。

終審裁判所の各法廷が事件を審理し、評議を経て裁判の基礎として採用する法的見解と先例における法的見解が異なる場合、裁定で理由を釈明し、大法廷により審理するよう提案しなければなりません。評議を経て裁判の基礎として採用する法的見解に原則的かつ重要性がある場合、決定で理由を釈明し、大法廷により審理するよう提案することができます。

↓

大法廷における法律争点の審理では、口頭弁論でこれを行わなければなりません。検察官以外の当事者は、代理人または弁護人として弁護士に委任する必要があります。大法廷が必要と認定した場合、職権または当事者、その代理人または弁護人の申立てにより、特定領域の法律問題の専門家・学者を選任し、書面または口頭弁論時に現場で法律上の意見を陳述させることができます。

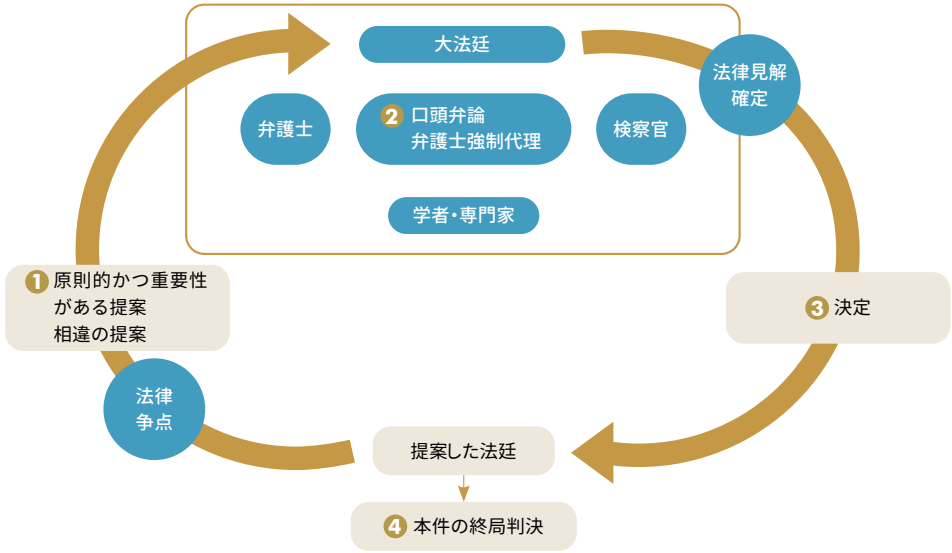
↓

大法廷における法律争点の審理では、決定に主文と理由を記載する必要があります。大法廷の裁定は、提案した法廷が提出した案件に対して拘束力を有します。

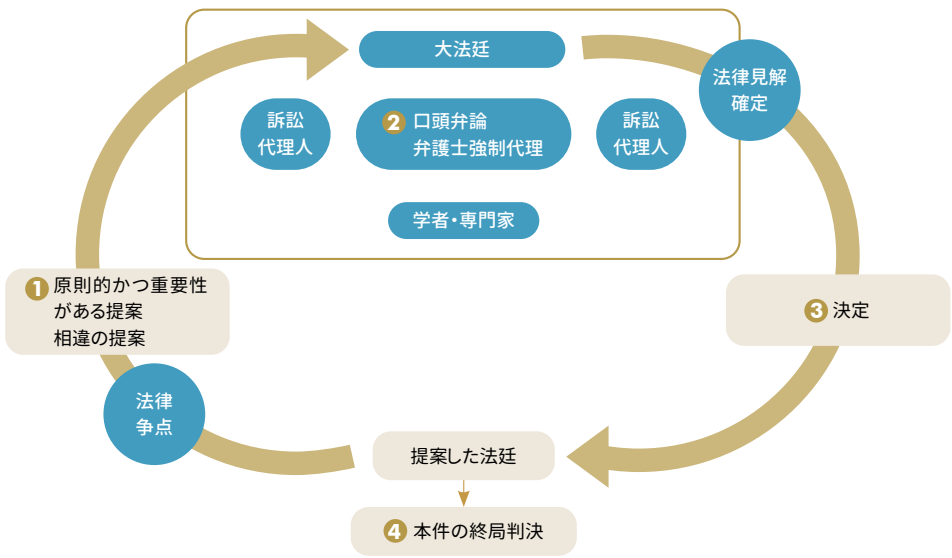
↓

提案した法廷は、大法廷が採用した法的見解を裁判の基礎として、最終的に判決を下さなければなりません。

i. 最高裁判所大法廷組織及び事件審理の流れ



ii. 最高行政裁判所大法廷組織及び事件審理の流れ



VI. ｜知的財産事件の審理の流れ

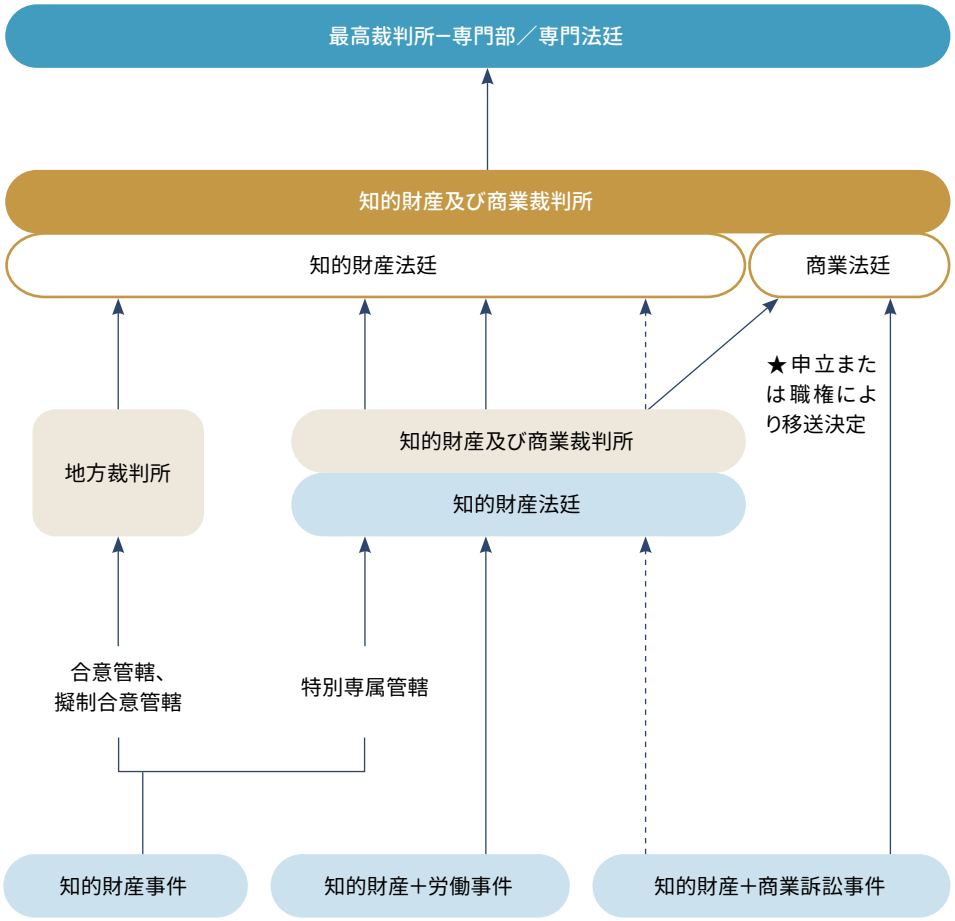
知的財産権を保護するため、「知的財産裁判所」が 2008 年 7 月 1 日に設立、2021 年 7 月 1 日に体制を「知的財産及び商業裁判所」に変更、知的財産法に関連する事件を「知的財産法廷」で審理することになりました。

知的財産法廷は「知的財産及び商業裁判所組織法」第 3 条の規定に基づき、特許法、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、営業秘密法、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法または公平取引法と知的財産権益に関連して生じた第一、二審民事事件、第一審刑事事件（一般営業秘密事件、国家安全にかかる営業秘密事件に限ります）、第二審刑事事件、第一審行政事件と強制執行事件、及びその他法律の規定、または司法院の指定により知的財産及び商業裁判所が管轄する事件を審理します。

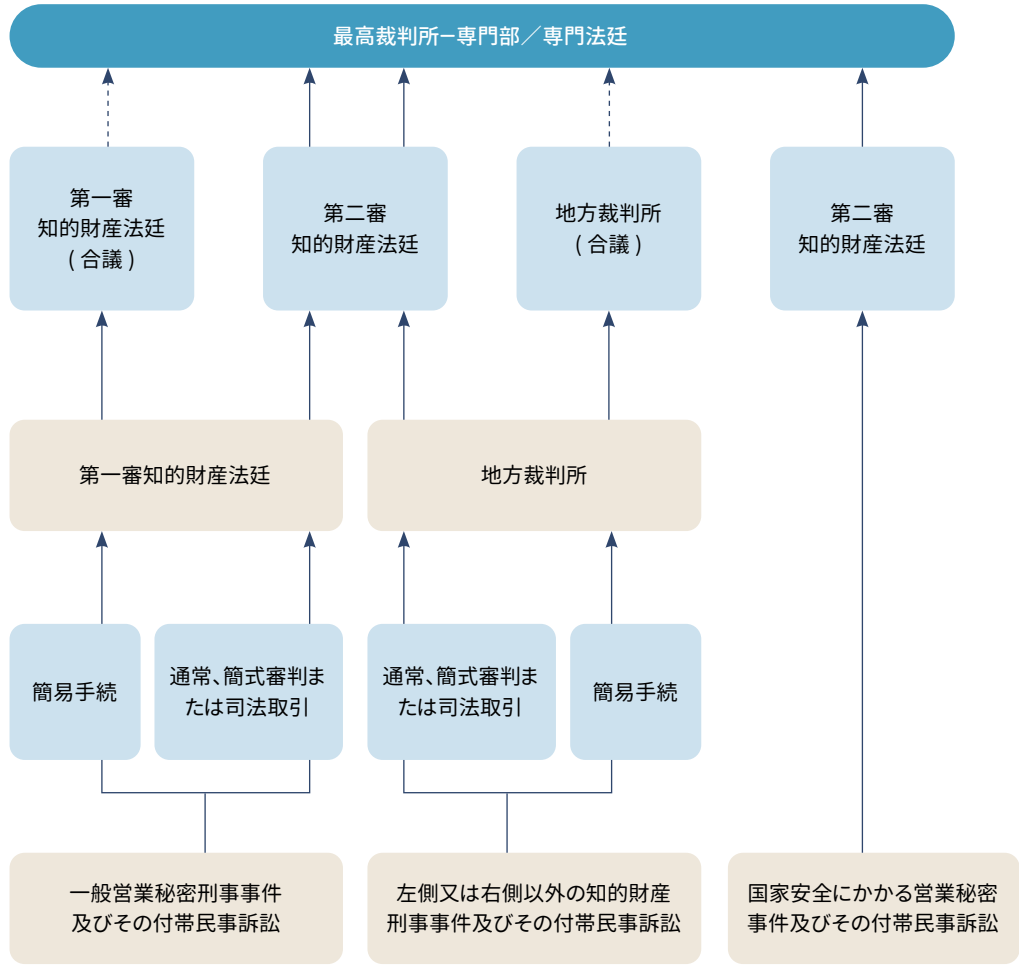
知的財産にかかる民事事件及び刑事事件は最高裁判所を終審裁判所とし、行政事件は最高行政裁判所を終審裁判所としています。



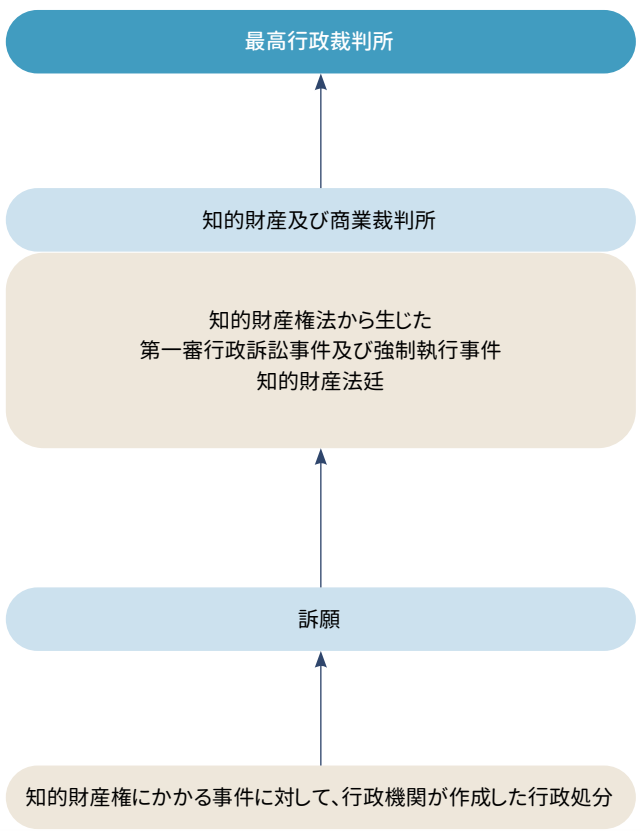
i. 知的財産事件の審理の流れ（民事事件）



ii. 知的財産事件の審理の流れ（刑事事件）（付帯民事訴訟を含む）



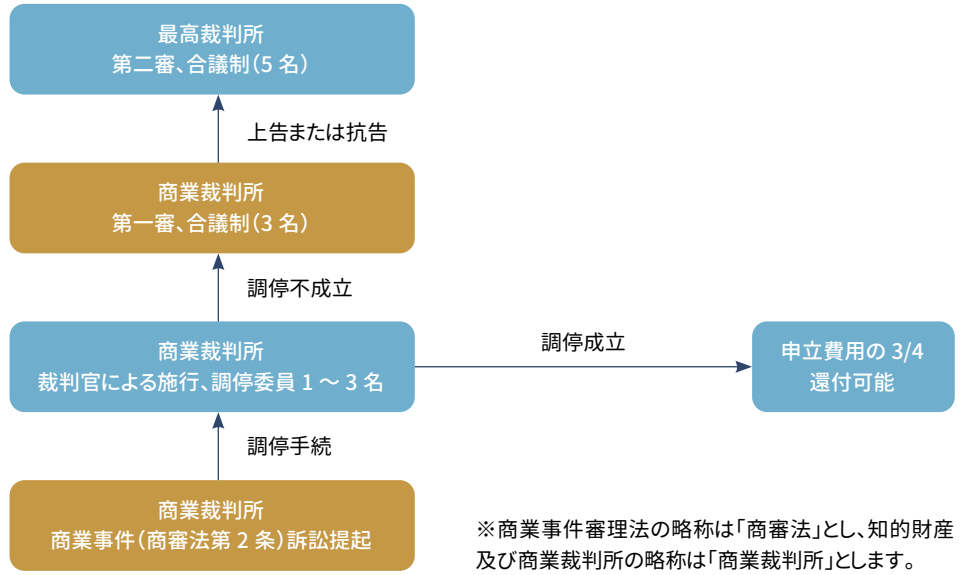
iii. 知的財産事件の審理の流れ（行政事件）





VII. ｜商業事件の審理の流れ

知的財産及び商業裁判所（以下、商業裁判所という。）は高等裁判所に位置付けられ、重大な商業事件に対して二級二審制を採っています。商業事件審理法第２条に定められている要件に合致する事件は、商業裁判所に訴訟を提起することができます。商業訴訟事件は訴訟提起前に、商業裁判所の裁判官による調停手続きを経なければなりません。裁判官は商業調停委員の学識、経験、個別の商業事件の性質またはその他事情を斟酌し、商業調停委員１名～３名を選任して調停を行います。調停が成立した場合、裁判所は調停が成立した日から３ヶ月以内に、申立人が納めた申立費用の四分の三を還付することができます。調停が不成立となった場合、商業訴訟事件の第一審となり、裁判官３名による合議裁判が行われます。商業事件の判決に不服の場合、別段の定めがある場合を除き、最高裁判所に上告または抗告することができ、最高裁判所の裁判官５名による合議制の裁判が行われます。

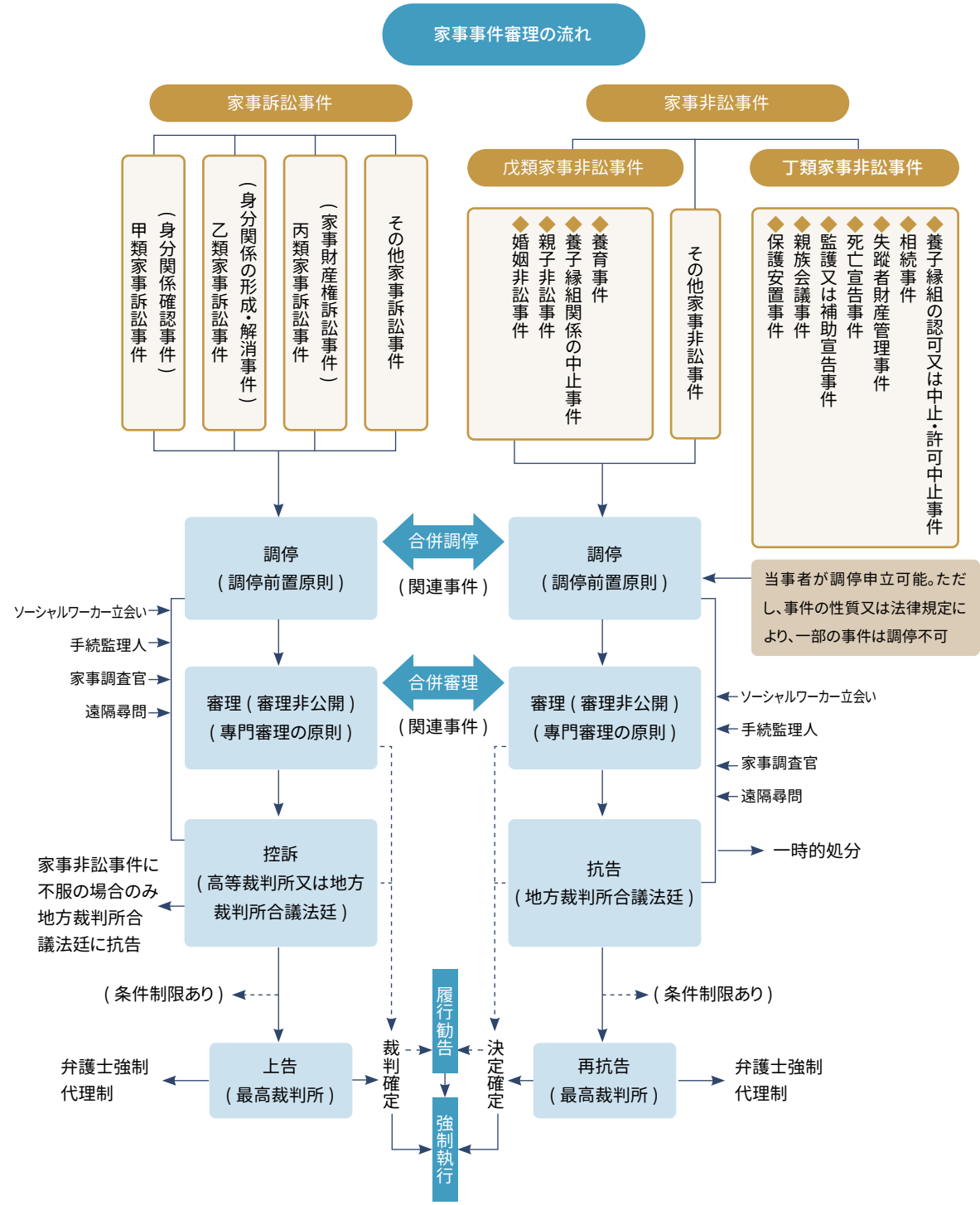


※商業事件審理法の略称は「商審法」とし、知的財産及び商業裁判所の略称は「商業裁判所」とします。

VIII. ｜家事事件の審理の流れ

家事事件手続とは、婚姻、親子、相続等の家事事件を専門的に処理する手続きです。このような紛争は家族内で行われるものであり、当事者間の対立の激化と互いに傷つけあうことを回避し、裁判の時間と費用を節約するとともに、未成年の子女の最大の利益を保護することを目的とします。そのため、家事事件は原則として、まず裁判所による調停を経る必要があります。また、手続の非公開、ソーシャルワーカーの立会い、遠隔映像審理、手続監理人、家事調査官、合併審理、暫定的処分、履行勧告等の制度があり、裁判所はソーシャルワーカー、心理学者、カウンセラー、精神医学等の専門家と連携して家事事件を適切に処理しています。





IX. | 少年事件の審理の流れ

「少年事件処理法」は、裁判所が少年事件に対処する際に最も重要な法律です。この法律は裁判所が少年の特質及び成長のニーズに応じた手続きと処遇を用いることで、少年の健全な育成、成長環境の調整、及び少年の性格を矯正するという法の目的を達成します。



少年事件審理の流れ

少年のハイリスク行動がある[注1]

少年補導委員会による補導

少年が刑罰法令に触れる行為をする

少年裁判所による調査

少年保護事件手続

少事法§３Ⅰの事実の有無を調査；ある場合、§３Ⅱの少年の要保護性を斟酌して、処遇方法を決定

少事法§ 19
少年調査官による審判前調査

少年裁判所の裁判官による調査

少事法§ 26
決定をもって、少年調査官に託し（被害者保護事項を遵守させる）、収容及び鑑別をする

少事法§ 27[注2]

少事法§ 40[注2]

少事法§ 26 Ⅰ① 急遽補導

少事法§ 27
少年が刑罰法令に触れた時、満 14 歳、かつ下の状況の一つがある：
1. 本刑 5 年上の有期刑の罪を犯した場合
2. 事件が係属した後、少年が 20 歳になった場合
3. 少年裁判所による調査の結果により、少年が犯した犯罪が重大であり、その品行、性格、経歴等情状を斟酌し、刑事処分が適当である場合

少年刑事事件手続

執行規則§ 7
検察官が一般刑事事件を受理し、被告人が行為時 18 歳未満と知り、捜査中に満 20 歳になった場合

検察官による捜査

審理に付しない決定

少事法§ 30
決定により審理開始

少事法§ 44
観察に付する決定[注6]

少事法§ 67
職権不起訴

不起訴

起訴猶予

起訴

少事法§ 28
審理に付しない[注4、注5]

少事法§ 29
情状軽微により審理に付しない[注4]

少事法§ 41
保護処分に付しない決定[注4]

少事法§ 42
保護処分に付する決定

少年裁判所

判決

§ 29 Ⅲ 被害者との関係修復[注7]

少事法§ 42

少事法§ 42 Ⅰ②③④を告知

同時に少事法§ 42 Ⅱ②③④の告知も可能

少事法§ 74
刑を免除できる

有罪

無罪
免訴
控訴不受理
管轄違い

§ 29 Ⅰ①
戒告

§ 29 Ⅰ②
父母又は現在少年を保護する者に付し、教育する

§ 29 Ⅰ③
他機関に送り、補導を行う

併せて告知可能

§ 42 Ⅰ①
訓戒、かつ休日に生活指導をする（少事法§ 50[注8]）

§ 42 Ⅰ②
保護観察に付し、かつ義務労働させることができる（少事法§ 51[注4、55-1）

§ 42 Ⅰ③
適当な福祉、教育機構、医療機構、移行期の教育措置の執行又はその他適当な場所で適当な指導を行う（少事法§ 52[注4]、53、55-2[注4]）[注10]

§ 42 Ⅰ④
感化教育の機構に入所させ、感化教育を施す（少事法§ 52、53、56[注4]）[注11]

§ 42 Ⅱ
禁戒、治療

罰金
拘留
有期刑（執行猶予、仮釈放 少事法§ 79、81、82）[注13]
没収

§ 84 後見役教育補導[注12]

少事法§ 42 Ⅴ、Ⅵ、連絡規則§ 7、43
少年裁判所又は少年裁判所保護室がケース又は資源連携会議を開くことが可能

注 1：少年事件処理法第 3 条第 1 項第 2 号の事情（正当な理由なく危険な器械を常時所持、第三、四級薬物又は幻覚剤の使用、犯罪予備等）の一つがあり、少年の健全育成の保障が必要であると認められた場合。

注 2：行為時少年が満 14 歳、かつ刑罰法令を触れる行為がある場合、少年裁判所の「調査」又は「審理」の結果、管轄権のある検察庁の検察官へ移送しなければならない、又は移送することができる。

注 3：少年事件処理法第 42 条第 5 項の規定：「少年裁判所が第 1 項の決定前に必要と認めた場合、適当な機関（構）、学校、団体又は個人の意見聴取、かつ少年に対する福祉サービス、収容指導、衛生教育、就学、職業訓練、就労サービス、家庭処遇計画又はその他のリソース及びサービスとの協調、諮問又は整合のために、関連会議を開催することができる。」

注 4：少年事件処理法第 42 条第 6 項の規定：「前項の規定は、第 26 条、第 28 条、第 29 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 44 条第 1 項、第 51 条第 3 項、第 55 条第 1 項、第 4 項、第 55 条の 2 第 2 項から第 5 項まで、第 55 条の 3、第 56 条第 1 項及び第 3 項の場合に、準用する。」

注 5：少年保護事件審理規則第 30 条の規定：「少年裁判所は、調査結果に基づき、以下のいずれかに該当すると認める場合、審理に付さない決定を下さなければならない。一、報告、移送又は請求の要件を満たしておらず、補正が不可能又は、期限内に補正しない場合。二、本法第 3 条第 1 項第 1 号の事件について、親告罪でありながら告訴がなされていない、又は告訴が撤回された、若しくは告訴期間を経過し、かつ決定前に少年が 21 歳に達している場合。三、少年が本法第 3 条第 1 項第 2 号の事件を起こした、又は 14 歳未満の時点で同条第 1 号の事件を起こし、決定前に 21 歳に達している場合。四、同一事件について、管轄権を有する少年裁判所ですでに実質的決定が確定している場合。五、少年が別件で感化教育処分の確定裁判を受け、その執行により他の保護処分を行う必要がない場合。六、少年が現時点で国外に在住し、21 歳に達するまで帰国が不可能であり、事実上調査を行うことができない場合。又は、疾病に罹患し、明らかに短期間で回復が困難であり、保護処分の執行が不可能な場合。若しくは、少年がすでに死亡している場合。七、その他、審理に付すべきでない、又は適当でないと認められる事由がある場合。」

注 6：少年裁判所及び関連機関処理少年事件連絡規則第 30 条第 1 項の規定：「少年裁判所は、保護処分の適否又はその種類を決めるために、決定により、少年を適当な機関（構）、学校、団体又は個人に付し、観察を行わせなければならない必要があると認める場合、その決定を受交付者に送達しなければならない。**少年調査官は少年が付された者と随時連絡を取らなければならず、適切な指導を行わなければならない。**」、少年保護事件審理規則第 34 条の規定：「（第一項）少年裁判所は、本法第 44 条第 1 項に基づき少年を観察に付する場合、決定においてその観察期間を指定しなければならず、観察事項について適切な指示を行うことができる。（第二項）少年が本法第 44 条第 2 項に基づき適当な機関、学校、団体又は個人に付され、観察を受ける場合、**少年調査官は少年が付された者と随時連絡を取らなければならず、適切な指導を行わなければならない。**」

注 7：被害者との関係回復について、少年事件処理法第 70 条の規定：「少年刑事事件の捜査及び審判については、第 3 章第 1 節及び第 3 節に関する規定を準用する。」と定められているため、少年刑事事件にも準用する。

注 8：少年事件処理法第 50 条第 4 項の規定：「前項の休日生活指導は、少年裁判所が少年保護官の意見に従い、少年保護官の指導の下で、少年を適当な機関、団体又は個人に付し、これを行うことができる。」また、少年裁判所及び関連機関処理少年事件連絡規則第 34 条第 5 項の規定：「休日生活指導を適当な機関（構）、団体又は個人に付して執行する場合、**少年保護官が主導しなければならず、各当該機関（構）、団体又は個人と共同で指導計画を策定し、連携を保たなければならない。**集団方式で執行する場合、集団指導計画を策定しなければならず、少年裁判所の認可を得た上で行わなければならない。」

注 9：少年事件処理法第 51 条第 3 項の規定：「少年裁判所が少年保護官の意見に従い、少年保護官の指導の下で、少年を適当な福祉又は教育機構、慈善事業、少年の近親又はその他適当な者に付し保護観察を施す。」、少年裁判所及び関連機関処理少年事件連絡規則第 37 条の規定：「保護観察処分を適当な機関（構）、団体、少年の最近親者又はその他の適当な者に託して執行する場合、**少年保護官が主導しなければならず、各当該執行者と共同で指導計画を策定し、随時連携を保たなければならない。**少年が前条第 4 項又は本法第 55 条に規定される事由にあった場合、執行者は直ちに少年保護官に通知し、適切な対応を取らなければならない。」

注 10：少年事件処理法第 52 条第 1 項の規定：「少年に対し安置指導及び感化教育を施すとき、少年裁判所がその行為の性質、身体と心理の状況、学力及びその他必要な事項に従い、分類し、少年裁判所の指導の下で、適当な福祉、教育機構、医療機構、連携教育措置、その他適当な措置を行う場所又は感化教育機構でこれを行う。」、少年裁判所及び関連機関処理少年事件連絡規則第 31 条第 1 項の規定：「少年裁判所が決定により少年を福祉・教育機構、医療機構、連携教育措置を実施する施設又はその他の適切な措置を行う場所（以下、併せて「安置指導施設」とする）に付し、指導を行う前に、当該施設の特性、機能、対象者、内容、質、制限等の事項を十分に把握しなければならず、少年の行動の性質、心身の状態、学業の程度、特別なニーズ及びその他必要な事項を少年本人、少年の法定代理人又は現在少年を保護している者、並びに当該施設の職員と十分に協議し、必要に応じて面談、評価又は訪問を実施することができる。また、本法第 44 条第 2 項に基づき、少年を当該施設に付し、観察を行うこともできる。」、少年裁判所及び関連機関処理少年事件連絡規則第 50 条の規定：「安置指導施設は安置指導計画を実施するにあたり、司法、教育、衛生、社会行政、労働行政、警察行政、戸籍行政又はその他の各目的事業の所轄官庁の職務に関わる事項について、自主的に対処し、又は少年裁判所、所轄官庁に対し、各所轄官庁との調整及び協力を要求することができる。」

注 11：少年裁判所及び関連機関処理少年事件連絡規則第 57 条第 4 項の規定：「感化教育施設が必要に応じて資源連携会議を開催し、少年裁判所、社会行政、教育、補導、医療衛生、警察行政及び労働行政等の機関(構)、学校、団体又は個人を招集することができる。」、58 条の規定「（第一項）少年裁判所は、少年保護官とともに定期的に少年を訪問し、感化教育を執行する施設と**随時連携を保たなければならず、必要に応じて、少年保護官、その他適当な者又は関連資源を活用し、少年に対し共同で指導することができる。**（第二項）少年裁判所は、**少年保護官**を指定し、少年に就学、医療、就業、自立生活、施設を出た後の追跡補導及びその他の資源や福祉サービスを提供する機関（構）又は関係者との**連携を保たせる**ことができる。」

注 12：少年事件処理法第 84 条第 3 項の規定：「後見役教育補導の執行は、少年裁判所が少年保護官に付し、これを執行する。少年保護官の意見により、適当な機関、団体、個人に付し、**少年保護官の指導の下で**、これを行うことができる。」

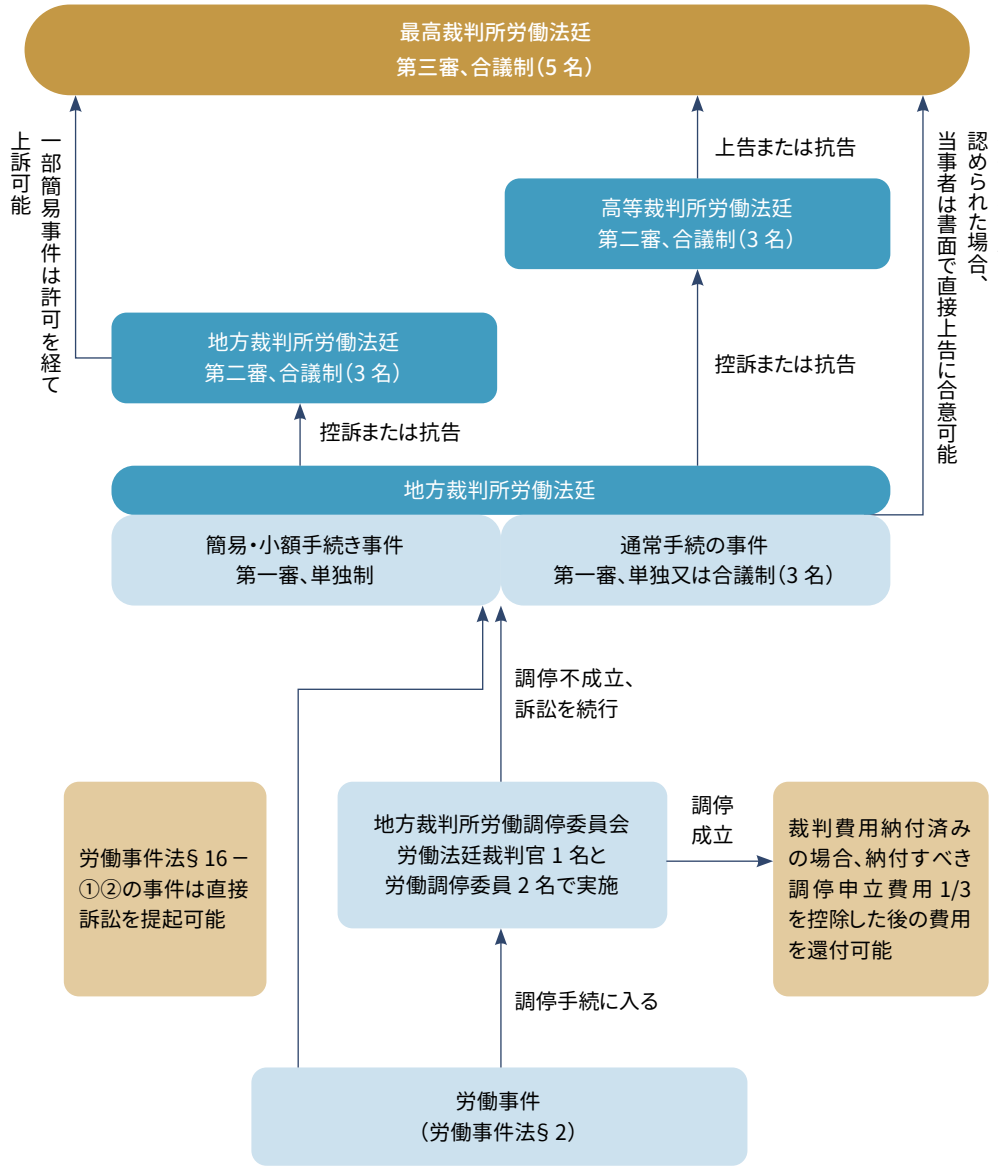
注 13：少年事件処理法第 79 条第 1 項の規定：「刑法第 74 条執行猶予の規定について、少年が罪を犯し、3 年以下の有期刑、拘留又は罰金の宣告を受けた場合、これを適用する。」、少年事件処理法第 81 条第 1 項の規定：「少年に刑を執行する際に、確かに改悛の状がある場合、無期刑で 7 年を執行し、有期刑で 3 分の 1 を執行した場合、仮釈放ができる。」、少年事件処理法第 82 条の規定：「（第一項）少年は執行猶予又は仮釈放期間中に、保護観察に付しなければならない。（第二項）前項の保護観察は、保護観察を受けた者が満 23 歳の前に、**検察官が少年裁判所の少年保護官に嘱託しこれを行う。**」

X. ｜労働事件の審理の流れ

労働事件は原則として、訴訟を提起する前に、先に労働調停手続を申立てる必要があり、労働調停を経ずに直接訴訟を提起した場合も、労働調停の申立てとみなされます。調停は、裁判官１名と労働調停委員２名が労働調停委員会を構成し、これを行います。紛争解決の効率向上のため、調停が成立しない場合、原則的に同一の裁判官により訴訟手続きが続行されます。

労働訴訟は原則として三級三審制を採用しています。一般の訴訟事件は、原則的に地方裁判所が第一審の管轄権、高等裁判所またはその支所が第二審の管轄権、最高裁判所が第三審の管轄権を有します。簡易訴訟手続き及び少額訴訟手続きの第一審は、地方裁判所労働法廷で裁判官一名により審理され、判決に不服する場合、控訴することができ、第二審は地方裁判所労働法廷の合議法廷により管轄され、原則として二審で終結します。

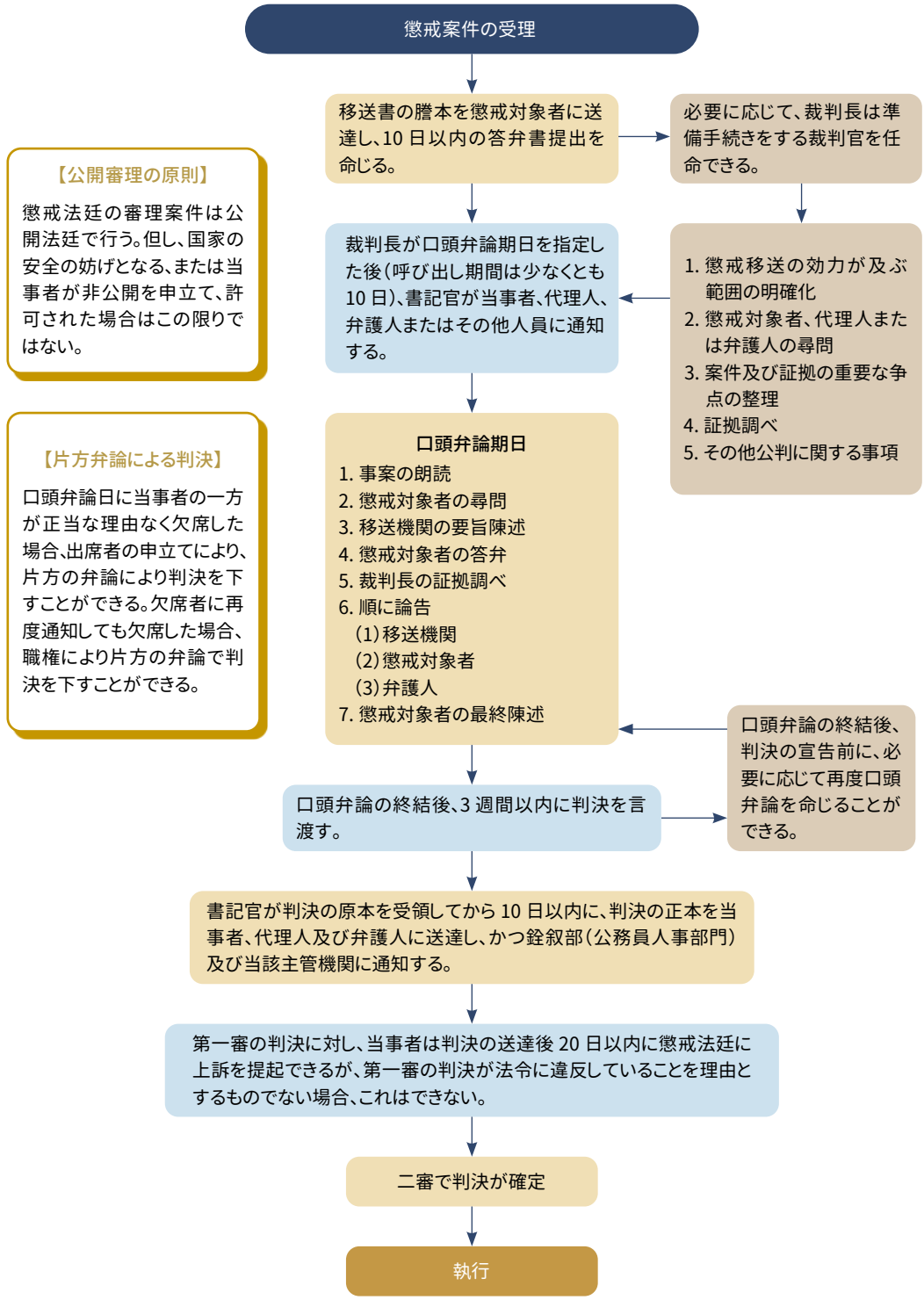




XI. ｜懲戒法廷の審理の流れ

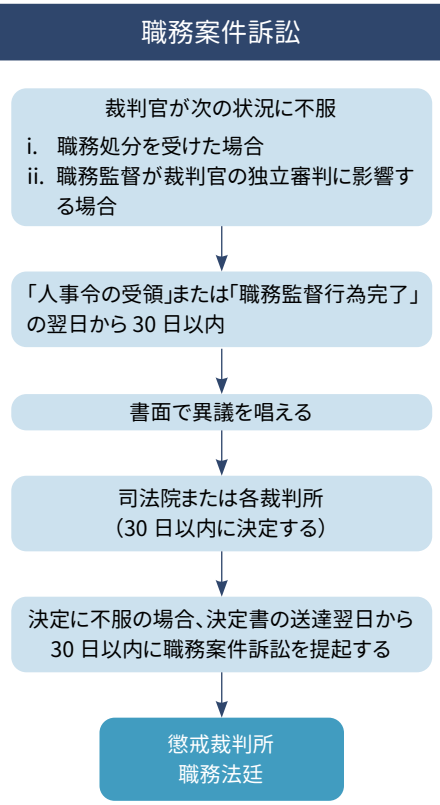
公務員懲戒事件の審理は一級二審制に変更され、「控訴審手続」と「抗告手続」が新たに追加されました。当事者は懲戒法廷第一審の審判に対して、懲戒法廷第二審に控訴及び抗告を提起することができ、当事者に審級救済の機会が与えられます。この変更により、当事者は懲戒法廷第一審で確定した判決または第二審で確定した判決に対し、再審請求を提起して救済を求めることができます。裁定を確定する時に当事者は再審手続の規定を準用し、再審を申立てることもできます。

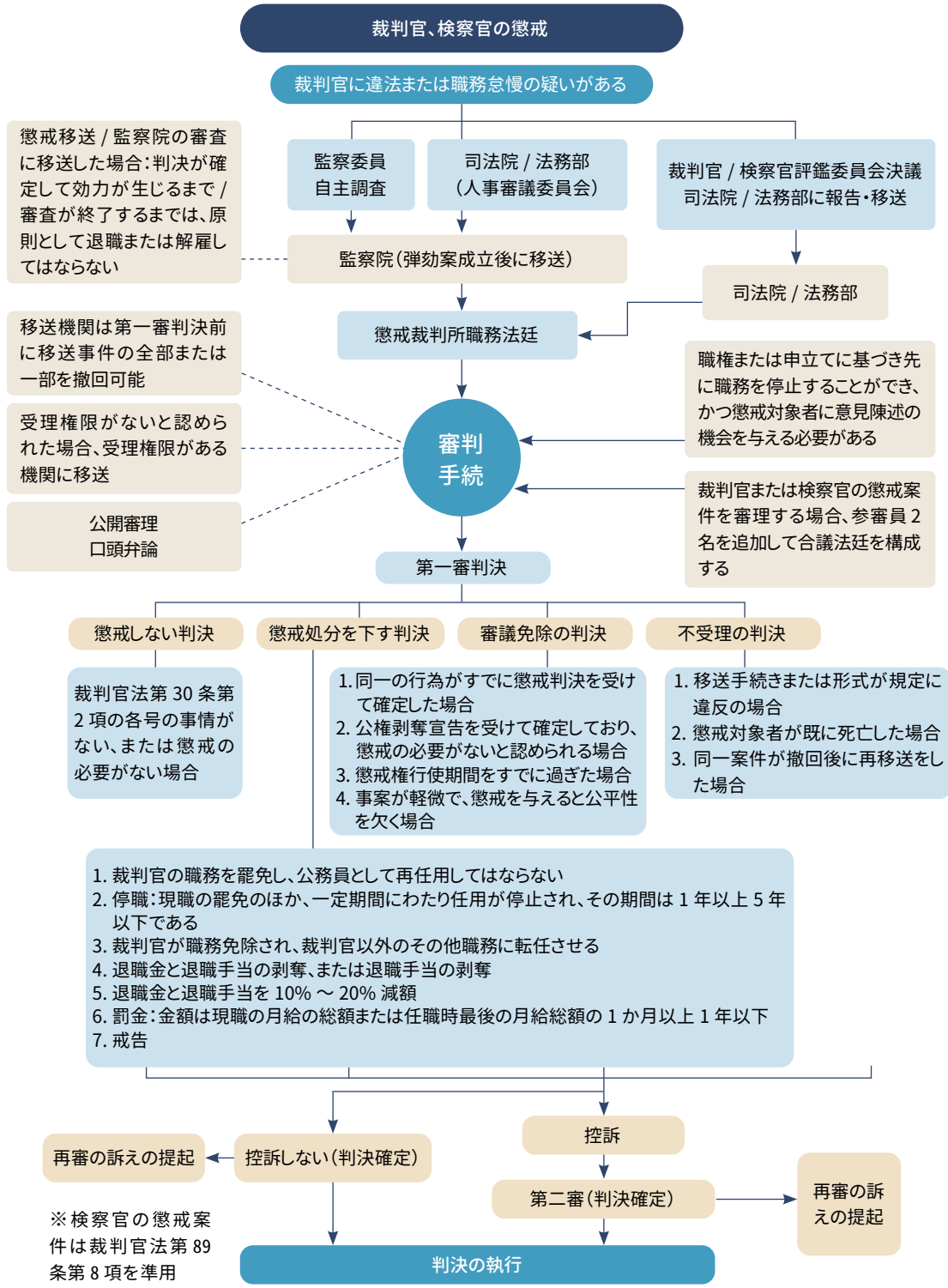




XII. ｜職務法廷の審理の流れ

職務法廷の主要機能は、「裁判官及び検察官の懲戒事件」、「裁判官が職務処分に不服である場合の救済事件」、「職務監督が独立審判に影響することを裁判官が主張する場合の救済事件」及び「裁判所の院長が裁判官会議の決議宣告の法令違反を申立てる事件」を審理します。職務法廷は、中立の審判機関として慎重な司法手続で、国家を代表し裁判官、検察官に対して懲戒権を行使し、審判の独立性と密切な関係のある法律紛争を解決します。裁判官、検察官への懲戒と裁判官の独立審判という憲法で保障する原則を実践する機能を有します。

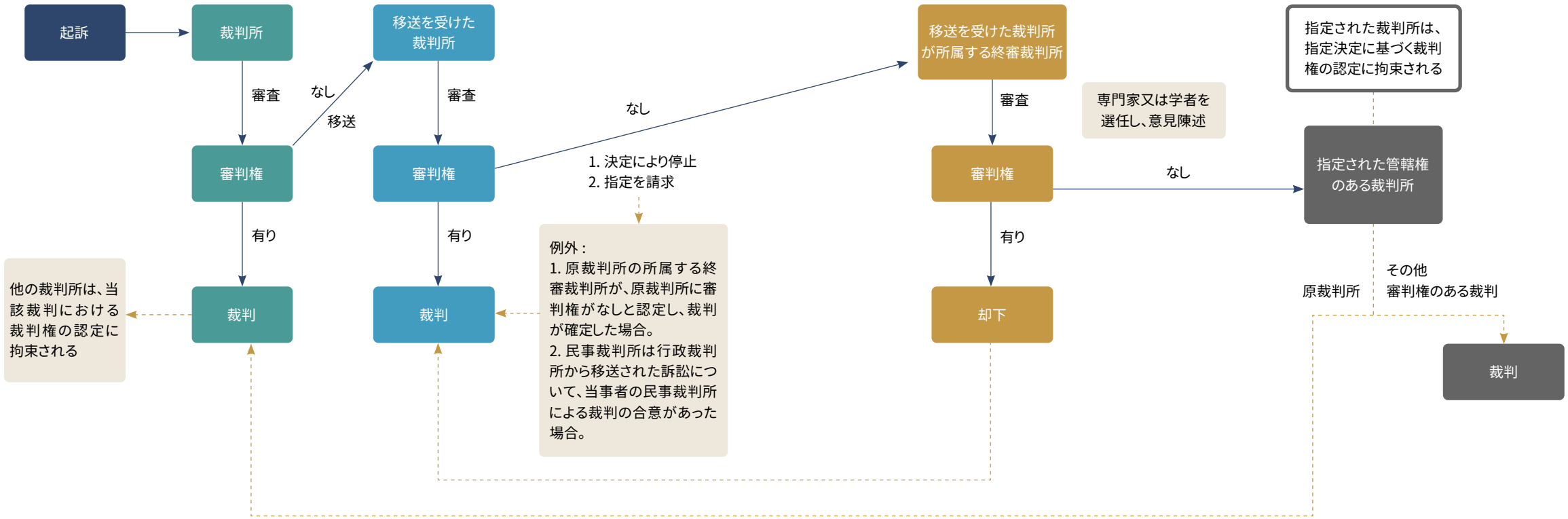




XIII. | 審判権衝突の解決の流れ

原告が訴訟を提起した後、裁判所が審判権を有すると認め、判決が確定した場合、他の裁判所はその判決による審判権の認定に拘束されなければなりません。裁判所が審判権を有しないと認めた場合、法律に別途規定がある場合を除き、職権により決定をもって審判権を有する管轄裁判所へ送らなければなりません。受け取った裁判所が自らも審判権を有しないと認めた場合は、訴訟手続きを停止し、所属する審判体系の最終審裁判所に対し、審判権を有する管轄裁判所の指定を求めなければなりません。

審判権衝突の解決の流れ



審判権衝突の解決の流れ 訴訟を受けた裁判所

裁判所が訴訟又はその他手続きの事件を受理

受けた裁判所が審判権の有無を審査

- 審判権ありと認めた
  - 当事者が審判権について争いがある場合 → 当事者の意見を聴取 → 先に決定(注) → 本件裁判(注)
  - （当事者に審判権について争いがない場合） → 本件裁判(注)
- 審判権なしと認めた → 当事者の意見を聴取 → 決定による移送 → 審判権のある管轄裁判所

①審判権を有する管轄裁判所が多数あり、原告が指定した場合、その指定された裁判所に移送
②訴訟を移送する前に、緊急な状況がある場合、裁判所が当事者の申立又は職権により必要な処分を行わなければならない
③移送の決定が確定した場合、裁判所の書記官が直ちに決定の原本を一件記録に入れて、移送を受けた裁判所に送る

注 裁判所は自ら審判権を有することを認め、裁判が確定した場合、その他の裁判所は当該裁判所による審判権の認定に拘束される



審判権衝突の解決の流れ 移送を受けた裁判所

原裁判所移送決定が確定

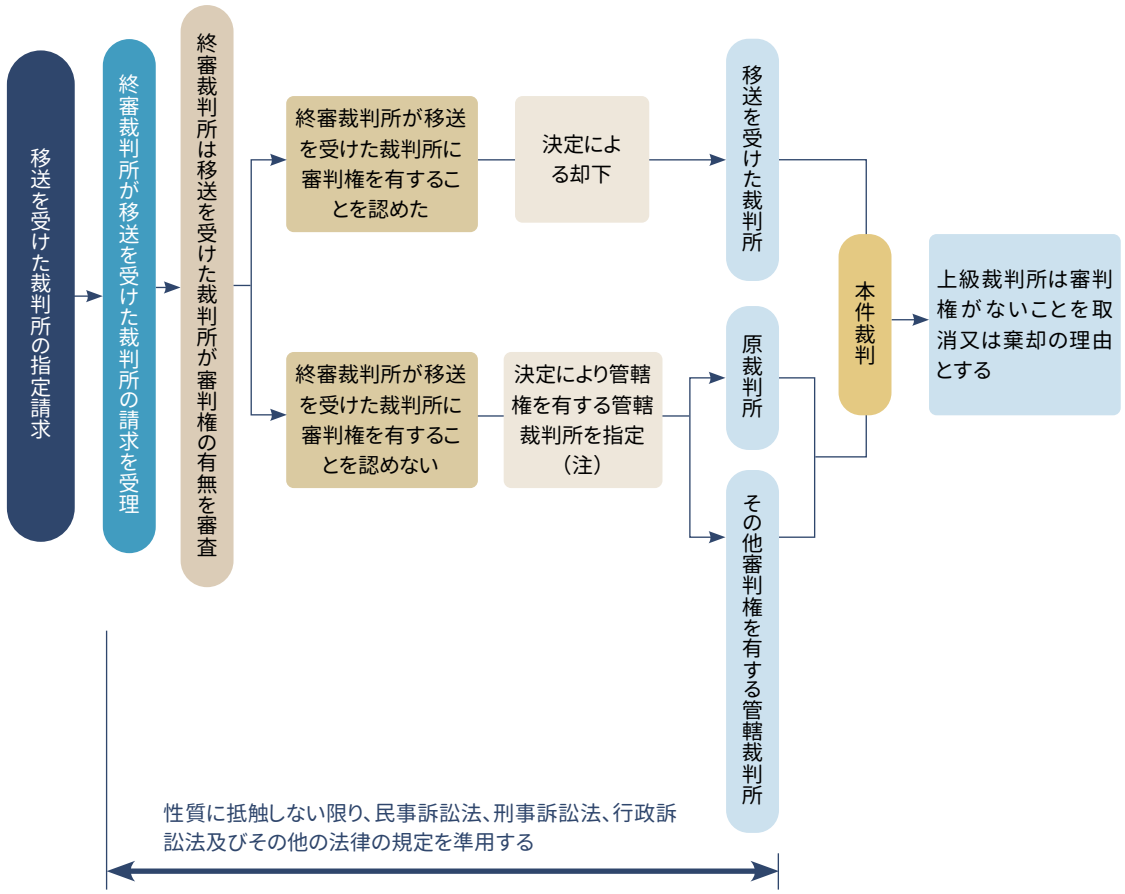
移送を受けた裁判所が審判権の有無を審査

- 審判権ありと認めた → 本件裁判（注①）
  - 訴訟費用
    - ①訴訟をその他の裁判所に移送した場合、移送を受けた裁判所に適用する訴訟法令に従い、訴訟費用を徴収
    - ②移送前に生じた訴訟費用は移送を受けた裁判所の訴訟費用の一部とみなす
    - ③徴収すべき訴訟費用は、原裁判所が徴収せず又は過不足の場合、移送を受けた裁判所が過不足の部分を追加徴収又は払戻す
  - 上級裁判所は審判権がないことを取消又は棄却の理由とする
- 審判権なしと認めた → 決定により訴訟手続を停止 ＋ 審判権を有する管轄裁判所への指定請求（注②）
  - 訴訟停止の決定が申立又は職権により取消
    - ①移送を受けた裁判所は直ちに指定請求を受けた終審裁判所に通知
    - ②移送を受けた裁判所が訴訟停止手続を取消す決定が確定したと同時に、指定請求は撤回とみなす
  - 取消決定確定 → 本件裁判（注①）

所属さする審判システムの終審裁判所
- ①最高裁判所
- ②最高行政裁判所
- ③懲戒裁判所第二審合議法廷

注 注①：裁判所は自ら審判権を有することを認め、裁判が確定した場合、その他の裁判所は当該裁判所による審判権の認定に拘束される
注②：ただし、以下の状況の一つがある場合、この限りではない。
一、原裁判所の所属審判権の終審裁判所が原裁判所に審判権のないことを認め、裁判を行った
二、民事裁判所が行政裁判所から移送された訴訟を受けて、当事者が民事裁判所で裁判を行うことに合

審判権衝突の解決の流れ 終審裁判所



注 指定を受けた裁判所は審判権の認定決定に拘束されなければならない





発　行　機　関　司法院
機 関 の 住 所　臺北市重慶南路 1 段 124 號
ウェブサイト　www.judicial.gov.tw
設計および印刷　群鋒企業有限公司
発　　行　　日　2025 年 7 月



司法院
Judicial Yuan
R.O.C (TAIWAN)